

天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

天理市長 並 河 健

天理市条例第12号

天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成元年3月天理市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表年末・年始勤務手当の項中「をした天理市環境クリーンセンターに勤務する」を「によりごみ収集処理及びその事務に従事した」に改める。

附 則

この条例は、令和7年5月1日から施行する。